

泉南市長

向井通彦殿

2002年12月

日本共産党市会議員団

和 氣 豊

松 本 雪 美

大 森 和 夫

前 田 千代子

2003年

予 算 要 望 書

はじめに

小泉内閣は今年から来年にかけて、高齢者医療の引き上げを手始めに、医療、介護、年金、雇用保険など社会保障だけで3兆円をこえる負担を国民におしつけています。さらに、1～2兆円規模の庶民、中小企業増税（配偶者特別控除の廃止、外形標準課税など）も計画されています。

不況は、こんな無茶をやれば、国民のくらしも日本経済も立ちゆかなくなることはハッキリしています。いま、巨額の負担増を国民におしつけることはぜったいにやめるべきです。日本共産党は「4つの緊急要求」（●社会保障3兆円の負担増計画を中止、●庶民や中小企業への増税計画を止める、●「不良債権処理」の名による中小企業つぶしの政策の転換、●「サービス残業」など職場の無法を一掃するとともに、失業者への生活保障を充実させる）を提案し、大不況から抜け出す一番の道は、日本経済の6割をしめる個人消費＝国民のふところをあたためること。「国民生活の再建なくして日本経済の再建なし」の立場でがんばっています。

また、深刻な不況のなかでがんばる中小企業を不良債権として、貸し出し金利を引き上げる。貸し出しは1年間に30兆円も減らす。「不良債権処理の加速化」の名でしやにむに中小企業をつぶすやりかたではますます景気は落ち込みます。小泉内閣は1年間で不良債権を減らすどころか10兆円も増やしています。

そして、平和の問題でも、アメリカブッシュ政権の要求を丸のみして、日本をアメリカの戦争に協力させ、国民を戦争に動員する有事法制の制定を強引におしすすめようとしています。まさに小泉内閣には経済も平和の戦略もありません。

その上、ムダな公共事業でこの5年間に約200兆円も増やした借金を国民犠牲で切り抜けるために、社会保障の改悪のみならず、市町村合併を地方自治体と住民に押し付けています。このような厳しい状況のなか、いま、自治体にもとめられているのは住民の「福祉、健康、安全第1」に自治体本来の仕事に力を入れることではないでしょうか。

ところが、市政の現状はムダと浪費が明白な農業公園を強行するなど、国、府にならって、膨大な借金と市民犠牲の温床となってきた大型公共事業優先の姿勢を貫いています。2001年度末の借金総額が一般会計だけでも233億円、その元利償還が26億円。にもかかわらず取税率は府下最悪の81%です。

問題はこの借金のツケを市民に押し付け、きりぬけをはかっていることです。僅かな貸付金の利息の軽減を根拠に、府に押し付けられた「財政再建計画」に便乗してさらに、福祉、医療を根こそぎ廃止、使用料、手数料の市場原理を持ち込んでの引き上げ、保育所の民営化の促進です。泉南市を「開発会社」「営利企業」にすることは断じて許すことはできません。

党議員団はここに大型公共事業優先、「人権」と名をかえた不公正な同和行政の継続、地方自治に背をむけ、借金地獄に市民をおいやり、市民サービスのさらなる切り下げにつながる市町村合併を進める市政の抜本転換を願って2003年度予算要望書を提出します。

1、市民無視の「合併」・「行財政改革」を止めること

- 1、国、府押し付けによる住民を無視した合併はおこなわないこと。
 - (1) 「協定原案」策定作業は市民参加と市民合意、徹底して住民の疑問にこたえて進めること。
 - イ、合併により市民1人当たりの借金が約20万円増えるが、市民サービスの切り下げにつながるのではないか住民の前に明らかにすること。
 - ロ、「合併特例債」を活用して進める建設事業に、老朽校舎の抜本改修、保育所の改修や建て替え、生活道路の拡充・整備、児童公園の建設など市民の高い要望は対象になるのか、明らかにすること。
 - ハ、まちづくりが中心部に偏り、周辺部が切捨てられるのではないか、その裏付けも含めて、明らかにすること。
 - ニ、行政需要への対応が本庁中心となり、支所などは人員削減で住民の要望に応えられなくなるのではないかと、明らかにすること。
 - (2) 合併による20年先の財政状況の長期スタンスで考えること。「合併特例債」の返済のピークとなる14年後には、10年後からはじまる地方交付税の段階補正の縮小などと合わせて、歳入減となるが、試算結果を公表すること。
 - (3) 合併による職員無視の定数枠の見なおし、人べらし・リストラは行なわないこと。
- 2、府が押し付ける「財政健全化計画」に含まれている市民犠牲の「各種使用料」「保育料」「下水道料」「留守家庭児童会」「ごみ収集」などの公共料金の値上げ、有料化計画をやめること。
- 3、福祉、教育を切り捨ての「老人・障害者・母子家庭医療助成金」「障害者給付金」「重度障害者介護者激励金」「要保護および準要保護児童・生徒援助費」の廃止または削減計画を取りやめること。
- 4、市民サービス低下につながる保育所給食調理業務や清掃課ゴミ収集業務の民間委託など「職員削減計画」はとりやめること
- 5、市立幼稚園の統廃合はしないこと。
- 6、浪費とムダの空港関連予算「南ルート調査費」や農業公園事業は取りやめること。
- 6、同和事業については同和教育を含めてすべて終結すること。

2. 「非核・平和都市宣言」に基づく平和の施策を

- 1、アメリカの引き起こす戦争に日本を巻き込む有事法制に反対すること。
 - (1) アメリカ政府が公言するイラク攻撃に反対を表明するとともに、国連憲章を守って平和的な話し合いで国際問題を解決するよう政府に申し入れること。
 - (2) 新ガイドライン法による関西国際空港の軍事利用については、今後反対の立場を貫くこと。さしあたりその意思を表明する「けんすい幕」を市役所に掲げること。
 - (3) 日本国民及び自治体など公共機関へ戦争協力義務の押し付け、基本的人権を侵害する有事法制反対の立場を表明すること。
- 2、非核・平和都市条例を制定すること。
- 3、樽井・新家駅など市内各駅、公民館、公共施設などに「非核平和都市宣言」の宣言文を刻み込んだモニュメント（標柱）を設置すること。
- 4、学校における平和教育の予算を組むこと。

3、市民の命とくらしをまもること

- 1、市民が安心できる泉南市医療ゾーンを作るために
 - (1) 循環器センターを設置し、高度救命医療施設として充実すること。
 - (2) 市民病院（当面、休日夜間診療所・市立診療所）の建設にとりくむこと。
 - イ、市民病院建設の障害になる医療法の改善と府保険医療計画の改善を国・府に求めること。
 - ロ、「医療施設整備基金」は市民病院の建設に見合うよう復活すること。
 - (3) 府の廃止した医療助成制度は市独自で復活すること。
- 2、保健センターの健康管理制度を確立するために
 - (1) セット検診が希望者全員受診できるようにすること。
 - (2) 前立腺ガン検査と乳幼児の2歳6月検診を実施すること。
 - (3) アトピー性皮膚炎の治療費の補助をすること。
- 3、国民健康保険事業の改善のために
 - (1) 減免制度の拡大をすること。
 - (2) 高額医療の患者負担の撤廃を国に求めること。
 - (3) 短期被保険証の発行を止めること。
 - (4) 資格証明の発行を止めること。
 - (5) 国の補助の増額を求めること。
 - (6) 傷病手当などの給付制度の確立を国に求めること。
- 4、国の医療改悪に反対すること。
 - (1) 高齢者の医療負担の増額に反対すること。
 - (2) 高齢者の高額医療費の限度額をこえる分について「窓口払い制度」の確立をすること。
 - (3) 保険料の3割負担に反対すること。
- 5、消費相談室を毎日開き、コピー機を備えること。
- 6、樽井・岡田火葬場を整備すること。
- 7、タバコ対策を実施すること。
 - (1) 公共施設に喫煙室を設け、分煙対策を徹底すること。
 - (2) タバコの自動販売機の営業時間（5時から23時まで）を守らすこと。

4、お年寄り、障害者(児)、母と子の生活を守るために

1、介護保険の改善のために

- (1) 介護保険料の軽減をはかること。
- (2) 減免制度の拡充をはかること。
- (3) 在宅サービスの利用料の負担は3%にひきさげること。

2、介護保険適用外サービスを充実するために

- (1) 介護者激励金の復活すること。
- (2) 給食サービスは毎日実施すること。
- (3) 老人福祉電話、緊急通報システムを拡充すること。
- (4) すべての寝たきり高齢者に歯科往診すること。
- (5) 社会福祉協議会、老人会、各種ボランティア団体に補助金などの支援すること。

3、総合福祉センターの風呂の水質管理を強化し、桶や椅子、扇風機の修繕をすること。

4、高齢者にいきとどいた福祉施策を実施するために

- (1) 高齢者福祉見舞金、寝たきり老人見舞金、敬老祝い金の復活をすること。
- (2) 老人集会所に洋式ウォシュレットの設置をすること。
- (3) 新興住宅団地に老人集会所の新設をすること。
- (4) 敬老会の予算を増やすこと。

5、母と子の生活をまもる施策充実のために

- (1) 就学前までを展望し、当面3歳児までの乳幼児通院医療費を無料化すること。
- (2) 母子家庭福祉見舞金の復活すること。
- (3) 母子家庭年末見舞金制度の増額すること。
- (4) 府の母子家庭医療助成費削減に反対し市独自の助成制度を充実すること。
- (5) 市独自の母子福祉小口貸付制度の創設すること。

6、財政難を理由にした保育行政の切捨てをやめること。

- (1) 危険な老朽園舎の改修と民間保育所への補助金、建替時の援助の増額すること。
- (2) 保育料の軽減と保育所の民営化反対すること。
- (3) 保育時間の延長(夜八時までの保育)と病時保育の実施すること。
- (4) 待機児対策のため砂川・一丘方面に保育所の新設すること。
- (5) 男性保育士の採用と保育士の労働条件の改善および職業病対策すること。

7、心身障害者（児）に行き届いた福祉施策のために

- (1) 障害者福祉見舞金の復活と障害者給付金の増額すること。
- (2) 市の「障害者（児）基本計画」は実態に即したものにすること。
- (3) 市独自の障害者医療助成制度の確立。府の助成削減を撤回をさせること。
- (4) 市の障害者の本採用を増やすこと。障害者法定雇用率のアップと各種助成制度の適用年度の延長を国に求めること。
- (5) 泉南教習所で障害者の自動車免許が取得できるように働きかけること。
- (6) 公的行事に手話通訳を配置すること。
- (7) 障害者（児）に指導員を配置してプールの一般開放すること。
- (8) 作業所・授産施設、デイホーム、グループホームへの助成金を削減しないこと。
- (9) 重度障害者介護者激励金の増額すること。

8、リバースクールの充実のために

- (1) 定数を増やすこと。おもちゃライブラリーの活用や運動場を設置すること。
- (2) めだか（待機児童クラス）の充実と医師の診療回数をふやすこと。

9、心身障害者（児）の支援費制度の実施に当たって

- (1) リーフレットを作成し、仮申請まで関係者すべてに繰り返し説明会を開催すること。
- (2) サービス供給基盤の整備を促進しサービスの「あっせん・調整・要請」を行うこと。
- (3) 指定業者・指定施設・基準該当委託生活支援事業者の指定基準については
イ、国基準に市独自の上乗せを行うなど、サービスの質の拡充に努めること。
ロ、市が指定事業者になり不足している支援サービスの実施を行うこと。
ハ、児童デイサービスなど市が責任を持って行ってきた事業が後退させないこと。
- (4) 後見的支援を要する障害者に具体的補助制度の創設を講じること。
- (5) 障害者の支援量の決定や障害者区分の認定は市町村が責任を持つこと。
イ、利用者保護の立場から適切なケアプランの策定を前提とした決定を行うこと。
ロ、専門性の向上や体制の強化を図ること。
ハ、調査は家族、施設職員の立会いを認め、人権擁護上の十分な配慮を行うこと。
- (7) 支給決定を公正に行うために審査判定機関を設置すること。
- (8) 利用料は、本人からの徴収を原則とし、児童支援施設以外は扶養義務者からの徴収は行わないこと。また徴収額が現行基準を上回らないこと。
- (9) 支援費制度の対象外となる事業（小規模通所授産施設、無認可小規模作業所、精神障害関係施策）との間に格差が起こらないよう各種補助事業を拡充すること。

10、弱者を切り捨てる国の「社会福祉基礎構造改革」反対の意思を明確にすること。

5、男女共同参画社会の実現に向けて

- 1、泉南市において女性の自立と地位向上・社会参加を保障するためにも男女平等条例を制定すること。
- 2、2002年に策定された「せんなん男女平等参画プラン」に基づき、真の男女平等を実現していくため早急に実施計画を策定すること。
- 3、「せんなん男女平等参画プラン」の具体化について、特に下記の点で早急に取り組むこと。
 - (1) 女性職員の意識の高揚と人材育成を図る取り組みをすること。
審議会委員、管理職など政策・方針決定の場に必ず半分は女性を登用すること。
また女性政策室を設置し、女性管理職を配置すること。
 - (2) 女性が働くために
 - イ、不況下のもと女性が働けるよう待機児童をなくし、子育て支援策を講じること。
また保育料を値上げしないこと。
 - ロ、高齢化社会に対応し、男性も参加できる介護講座を開くこと。また介護休暇のとりやすい職場環境を作ること。
 - ハ、民間企業で働く女性労働者の実態調査をすること。
 - (3) 女性の自律と地位向上を目指して学習と仲間作りの拠点となる女性センターを設置すること。
 - (4) 更年期障害、子宮ガン、乳がん、骨粗しょう症、リュウマチ、膠原病などの疾病の検診を実施するとともに医療相談や医療情報なども提供し、女性の健康維持に努めること。
 - (5) 女性問題に関する研修に助成すること。また市が企画する講座や研修には必ず保育室を設けること。
- 4、労働基準法の「女子保護規定」を復活するよう国に向けて働きかけること。

6、教育・文化・スポーツの振興

1、学校教育について

- (1) 豊かな教育環境の整備に向けて取り組むこと。
 - イ、生徒増で教室不足を起こしている樽井小の実態を解決するための対策を講じること。
 - ロ、学校施設の壊れている非常ベルを早急に修繕し、防災に備えること。
 - ハ、老朽化した校舎・園舎の整備を進めていくこと。
幼稚園、中学校の耐震診断の予備診断結果を公表し、早急に本診断を実施し、整備計画を立てること。
 - ニ、各幼・小・中のトイレの改修をすること。
 - ホ、文部科学省は地球温暖化のもとで教育環境改善対策としてクーラー設置の補助金を認めたこともあり、泉南市としても普通教室や図書室にはクーラー設置をするとともに職員室にも空調設備を設置すること。
 - ヘ、小学校に設置されたコンピューターにインターネットを接続すること。
 - ト、学校図書館の整備をするとともに専任司書の配置、図書費の増額など学校図書館を充実すること。
- (2) 大幅削減されてきた需要費（消耗品費、燃料費、教材費）は予算を大幅に増額すること。
- (3) 老朽化している学校給食センターは、自校方式の給食に転換させること。また中学校での給食は教職員の負担にならないようにランチルームをつくること。
- (4) 新家、東幼稚園の統廃合計画を完全に撤回すること。
- (5) 30人学級実施のためにも国・府に財政措置を要望するとともに市独自でも30人学級を実施すること。
- (6) 卒業式や入学式では、憲法に保障された内心の自由を認めない「日の丸・君が代」の生徒、父母、教師に押しつけをやめること。
- (7) 「総合教育活性化事業」として進められてきた「地域教育協議会」には、子ども達の豊かな成長のための対策を講じるために、教育に関心のある地域住民の参加希望を要請し、地域住民と一緒に子育てに取り組むこと。また「地域教育協議会」での協議内容などを地域住民にも報告すること。

2、人権に名を変えた同和教育、社会同和教育について

- (1) 「地対財特法」が終結し、同和対策審議会の答申で言う同和地域の教育の課題は解決している。にもかかわらず引き続き人権教育の名で続ける同和教育を廃止すること。
- (2) 法的にもその根拠を失った人権教育に名を変えた同和教育課を廃止すること。
- (3) 「泉南市人権教育研究協議会」「泉南市外国人教育協議会」への補助金を廃止し、こ

- これらの人権教育、外国人教育の特殊化をやめること。
- (4) 府の小・中学校に関する事実上の同和加配でもある鳴一小4名、鳴二小4名、泉中7名の不公平な加配をやめ、平等な配置をすること。
 - (5) 特定団体の介入を排除し、「狭山問題」の教材課や副読本「にんげん」の使用、配布をやめること。
 - (6) 人権教育に名を変えた社会同和教育に関してこれを廃止すること。

3、子ども達の放課後、地域での生活を守るために

- (1) 新しく児童館を建設すること。また不足している児童公園やチビッコ広場を増設すること。
- (2) 通学路の安全対策、防犯対策を講じること。ため池、河川など危険箇所には防護策を設置すること。
- (3) 学童保育の父母負担をしないこと。また夏休み、冬休みの間10時になっている開所時間を9時に早めること。なお春休みも開所すること。

4、社会教育を充実するために

- (1) すべての社会教育施設の利用料、冷暖房施設の使用料の引き上げをやめること。
- (2) 図書館の運営について
 - イ、司書資格を持つ図書館運営の経験のある専任館長を配置し、図書館業務充実を図ること。
 - ロ、各地域に分館や分室をつくり図書館網の整備を図ること。
 - ハ、市民のリクエストに応えられるよう図書費を増額すること。
 - ニ、図書館員を増員し、下記のサービスを充実すること。
 - ①休館日を少なくすること。②閉館時間を20時とすること。③学校図書館の運営を援助すること。
 - ホ、自動車図書館「樫の木号」の買い替えをすること。土・日曜日の貸し出しサービスを実施すること。ストップした夏休みの貸し出しサービスを復活すること。
- (3) 文化ホールの利用について
 - イ、文化団体の意見を広く聞き入れ、利用料や冷暖房の使用料は免除すること。
 - ロ、教育委員会が後援、共催する催しについては利用料、使用料を無料にすること。
 - ハ、文化ホール及び展示室の自主事業を拡充すること。
 - ニ、文化ホールの雨漏りを完全にとめること。
- (4) 公民館について
 - イ、公民館は貸館中心ではなく自主事業を充実すること。
 - ロ、利用者の多い新家公民館と同じように他の公民館も月、火の休館日をなくし、開館すること。
 - ハ、公民館に社会教育指導主事を配置すること。

(5) 体育館について

- イ、築22年経過した老朽化した体育館は機能的で利用しやすいものになるよう改修・整備を行うこと。
- ロ、個人の夜間使用を認めるよう専任の職員を配置するなど体制を強化すること。
- ハ、スポーツ指導員を増員し、シャワー室の修理を始めスポーツ機器の充実を図ること。
- ニ、剣道、少林寺拳法で使っている老朽化している元樽井小学校講堂を使用目的に添って(道場など)建て替えを行うこと。
- ホ、体育館の事業として取りくんでいる「君が池」周辺の健康ウォーキング事業のためにも草刈を欠かさず管理に勤めること。また夕方ウォーキングする人たちのために「君が池」周辺を明るくしておくこと。

(6) 社会体育について

- イ、一丘中学校区域に青少年グラウンドを建設すること。
- ロ、青少年の森のキャンプ場に大阪府と協力し、水道施設を完備すること。

(7) 遺跡や文化財保護について

- イ、空席になっている文化財保護専門委員を選任すること。
- ロ、埋蔵文化財センターは古代博物館としての役割を果たすためにも計画されている特別展示館の増設を急ぐこと。
当面、埋蔵文化財センターの2階部分での企画展示に必要な予算を組み、市民の関心を引き起こす事業を充実すること。
- ニ、海会寺周辺の歴史的景観を大切にすること。
- ホ、遺跡から発掘された遺物を整理しインターネットなどに接続し、市民に公開するための予算を組むこと。
- ヘ、国の登録文化財として指定された新家「山田家」の保存に必要な費用を予算化すること。

5、府の教育改革プログラムに反対し小規模校（鳴滝一小、鳴滝二小、雄信小、東小、新家小、新家東小及び西信中）の統廃合をしないこと。

6、「子どもの権利条例」を制定すること。

7、安全、快適、便利なまちづくりを

1、コミュニティーバスについては

- (1) 1日4回の便数を増便すること。乗降者の多い中コースの午前の便数を増やすこと。
- (2) 新家～樽井間に公共施設、病院、スーパーを結ぶ直通便をあらたに運行すること。
- (3) 樽井～和泉砂川間に朝、夕に限って通勤・通学用のシャトル便を運行すること。
- (4) 停留所についても
 - イ、スーパーや病院など市民が頻繁に利用する場所に設置すること。
 - ロ、町目ごとに設置すること。
 - ハ、樽井駅～府道堺・阪南線の間に1ヶ所増設すること。

2、民間業者に運営を丸投げしても4~5000万円が必要な農業公園事業はストップし、現段階で活用を再検討すること。再検討に際し市民公募の「検討委員会」を設置すること。

3、和泉砂川駅前再開発計画について

- (1) 府道と泉砂川停車場線は安全第1に、拡幅・歩道設置を緊急に取り組むこと。
- (2) 広大な未利用地（5100㎡、土地開発公社が総額19億円余で購入。元利あわせて25億円余、利息だけで年間約4千万円）は、駐車場や公園に利用すること。
- (3) 和泉砂川駅前広場の用地買収については凍結すること。

4、市道をはじめ各道路のバリアフリーを徹底し、歩行者・自転車専用路線を増やすこと。バリアフリー化は必要性から優先順位をつけ和泉砂川駅とその周辺を急いで進めること。

5、泉南聖苑計画は財政事情が好転するまで先送りすること。

6、「開発指導要綱」改正による開発誘導策を取りやめること。

- (1) 自然の宝庫であり、ゆとりと潤いを提供する里山や、農家の経営基盤であり、みどりの都市空間としても欠かせない生産緑地など農地を開発から規制するためにも「要綱」の改正は市民、議会の合意を得て進めること。
- (2) 進まない生活道路の拡充・整備からくる交通障害、少ない公園、遅れている老朽校舎の改修、待機児童が多い保育所など生活に密着した公共施設の不足を無視し、これ以上の住環境破壊をもたらす開発の規制緩和はストップすること。

7、JRに対して

- (1) 阪和線ダイヤの改善をJR西日本鉄道に要請すること。
- (2) 和泉砂川駅、新家駅に待合室・エレベーターの設置、北1番踏み切りの拡幅、踏み

- 切りに速度選別装置の設置を要請すること。
- (3) 新家駅西側に改札口の設置を要請すること。
- 8、南海電鉄に対して
- (1) 樽井駅に急行停車とエレベーターの設置を要請すること。
- (2) 岡田浦駅に待合室、海側に駐輪場の用地の確保を要請すること。
- (3) 樽井駅5号踏みきりに歩行者専用敷の設置を府に働きかけるよう要請すること。
- 9、イオングループの進出に道を開く、財政事情を無視した、信達・樽井線のりんくうタウンへの延伸計画は取りやめること。
- 10、 新家地域の交通混雑解消のため
- (1) 砂川・樫井線の早期完成を図ること。
- (2) 新家駅前の道路や歩道（府道和泉・泉南線の山側―柳谷川～市道新家駅・宮線の間）の拡幅にとり組むこと。
- 11、 旧済生会泉南病院・泉南特別養護老人ホームを市民が今もっとも必要としている公共施設としてよみがえらせるために、当面府に長期借用を求めること。
- 12、 りんくうタウンからの通行車輛の激増で交通混雑と生活への悪影響が極限に達している男里浜区に交通規制をはじめ、緊急の交通安全対策を講じること。
- 13、 市場・長慶寺・砂川線について
- (1) 砂川・樫井線と市場・長慶寺線の一部供用開始により通行車輛の激増が予測される一丘団地住民の声にこたえて、交通安全対策を講じること。
- (2) 工事凍結を解除し、市道市場・岡田線に貫通すること。
- 14、水道第7次拡張事業は開発優先をやめ金熊寺川の伏流水の有効活用をすすめること。
- 15、公民館を地域コミュニティセンターとして再発足させること。
- (1) 新家、砂川地域に図書館分館、児童館、市民サービスセンターを併設した地域コミュニティセンターを建設すること。
- (2) 一丘、大苗代地域には、一丘団地汚水処理場跡地を活用して、地域コミュニティセンターを建設すること。
- (3) 西信達公民館をはじめ樽井、信達についても、地域の拠点にふさわしい施設となるよう図書館分館、児童館を併設すること。
- (4) 雄信公民館については建て替えに際し、同様の施設にすること。

8、地場産業の発展と雇用確保のために

1、雇用対策について

- (1) 雇用対策本部を設置し、ハローワークと連携を取りながら雇用情報の提供、雇用相談活動を実施すること。
- (2) 緊急地域雇用特別交付金の延長を政府に申し入れるとともに、交付金の有効活用をはかるために対策チームをつくること。雇用対策本部が中心になり、2・3月を前期、8・9月を後期として、就労斡旋を実施すること。
- (3) 市内零細建設業者に仕事を確保するため住宅改修・修繕などに工事費の10%、限度額10万円を助成する、仮称「住宅改修助成事業」を早急に立ち上げること。
- (4) りんくうタウンへの誘致企業に地元雇用への協力を義務付けること。そのために「誘致条例」の改正と「同要綱」を設けること。
- (5) 地元建設業者に仕事を確保し、失業者に就労の機会を保障するためにも、老朽校舎・保育所などの建て替え、抜本改修など生活密着型の公共事業に力を入れること。
- (6) 市職員と協議のうえ残業をへらし、臨時職員の雇用など市独自の雇用対策に取り組むこと。

2、商工業対策について

- (1) 不況で倒産・廃業に追い込まれている市内業者の営業とくらしを守ること。
 - イ、中小企業を破綻させる「不良債権の早期最終処理」の加速化を取りやめるよう政府に要請すること。
 - ロ、「外形標準課税」の新設を取りやめるよう政府に要請すること。
 - ハ、銀行の貸し渋り、貸しはがし、商工ローンから業者を守るため、市独自融資の限度額を引き上げ、無担保・無保証枠の拡大など利用しやすい制度に改善すること。
 - ニ、利子補給については、すべての公的融資に適用し、補給率を3%にすること。
- (2) 地元繊維産業を守るため、全国的運動になっているタオルの緊急輸入制限措置（セーフガード）を発動するよう政府に強く要請すること。
- (3) 「産学交流プラザ」での成果を活かし、市内業者の声を反映した中小企業振興対策を具体化できるものから立ち上げていくこと。
- (4) 業者、市民、行政が参加する仮称「地域産業振興委員会」を立ち上げて、「地域産業基本条例」「産業振興計画」を策定すること。
- (5) 製造加工業の技術革新と資本力をつけるためのグループ化、共同化（異業種間も含めて）の支援をおこなうこと。
- (6) 無秩序な大型店及びチェーン店の出店を規制し、地元小売業者の営業を守ること。大型店の撤退にも厳しく対応すること。なお、計画されているイオングループの進

出には、商圈にはいる地元商店街への影響事前調査を業者に義務付けること。

- (7) ITの活用をすすめるため、業者むけの研修会を開催すること。
- (8) 産業振興センター構想、計画は撤回すること。
- (9) 公共事業の発注については、地元中小業者優先を保障するためにも、分離、分割発注を高めること。市が購入する物品についても市内業者優先を徹底すること。

3、 農業対策について

- (1) 輸入タマネギの急増に歯止めをかけ、伝統と歴史のある泉南のタマネギ産地の存続と再生のため、地産地消を柱に市として実効ある対策をとること。
- (2) 増える外米には一切手をつけず、減反や転作に国は責任をもたず、流通や価格は市場任せという米政策の見なおし強行と、株式会社に農地取得をみとめる米の生産・供給をおびやかす政策をやめるよう、市は農業団体、消費者団体と協力して、政府に要請すること。
- (3) 2003年度の固定資産税の評価がえにあたっては、公示価格より下落している農地の実勢価格に見合って、納税者が納得できる評価と課税に改めること。
- (4) 狂牛病の事後処理と再発防止の徹底を国に求めること。とりわけ、肉牛関連業者への事後対策の徹底を図るよう要請すること。
- (5) 激増している輸入野菜に緊急輸入制限措置を発動し、野菜農家を守るよう政府に強く要請すること。泉南ブランドとして全国シェアをもつ水ナス、タマネギ、サトイモ、フキに市として増産と販路拡張の支援策をつくること。
- (6) 不公平なWTO協定を改定し、国内自給できる米を協定からはずし、食糧自給率の向上をはかるよう政府に強く要請すること。
- (7) 野菜の価格保障制度の抜本的改善を国、府に求めるとともに、市としても独自制度を確立すること。
- (8) 農地の荒廃を進行させないために、遊休地を活用した「貸し農園」事業に取り組むこと。
- (9) 市空間として環境保全の上からも重要な意味をもつ、生産緑地の追加指定を積極的におこない、都市農業の再生をおこなうこと。
- (10) 山間部の農業を守るため、開発規制を基本に据えた抜本的なイノシシ対策を再検討すること。
- (11) 基幹農道は経済効果、環境保全、財政健全化の立場から再検討すること。

9. 関西国際空港問題について

- 1、 関西国際空港は、公害のないかつ安全で、地元との共存共栄をはかる空港、また軍事利用を許さない空港として発展させるよう国や大阪府、関空会社に求めていくこと。
- 2、 国土交通省の需要予測の過大な見積もりが明らかになる等、日経連・各空港会社も見直しを求める二期工事の中止を、国や府・関空会社に対し求めること。
- 3、 関空会社、国、府の「経営内容」「地盤沈下」など情報隠しを許さず、情報公開を求めること。
- 4、 市の課税自主権を守り、関西国際空港(株)や航空運送業者への固定資産税および都市計画税の軽減措置を直ちに撤廃することを国に求めること。また、新たな優遇措置はとらないこと。
- 5、 「りんくうタウン」の失敗のツケを市民に押し付けないよう府に申し入れること。
 - (1) 土地利用の用途変更を行い、赤字対策のための分譲はやめること。
 - (2) 土地利用は住民本位に見直すよう大阪府に要求すること。
 - (3) 公共用地として必要なものについて無償提供を求めること。
 - (4) 「イオングループ」の立地に伴う信達樽井線の延伸計画は、市の財政破綻となるのでしないこと。
- 6、 ムダで現実性の無い南ルートの推進の姿勢は改めること。
 - (1) 現在使われている空港連絡橋(北ルート)で交通量や安全性も十分確保できることを明らかにし、南ルートは必要ないことを明らかにすること。
 - (2) 南ルート関連の調査はやめること。
 - (3) 市民に危機感をあおり、空港島や空港連絡橋の安全性を否定して、代替施設として南ルートの必要性を訴えることはやめること。

10. 同和行政を終結すること

- 1、 同和更生資金の未回収について「部落解放同盟」の責任を明らかにすること。
 - (1) 「解同」鳴滝支部が市長に出した「道義的責任」を認めた文章を公開すること
 - (2) 「解同」鳴滝支部の集金業務に対して支払っていた支部助成金は返還させること。
- 2、 市として「同和行政の終結」を宣言し、特別対策の永続・固定化を図る「泉南市部落差別などあらゆる差別の撤廃と人権用語に関する条例」を廃止すること。
- 3、 「意識調査」や「実態調査」を理由にした同和対策事業は今後行わないこと。
- 4、 市の職員と市民の思想・心情・内心の自由を侵害する「人権啓発」や「研修」は中止すること。
- 5、 同和問題の解決を阻み、市民の人権を侵害する民間運動団体の確認・糾弾行為は容認しないこと。
- 6、 「高齢者対策」「障害者対策」「母子対策」など持ち込まれた同和優先の不公正な施策は廃止すること。
- 7、 「人権推進協会」（人権協）を解散するとともに、補助金の支出はすべて廃止すること。
- 8、 「部落解放同盟」への人権センター・前畑市営住宅駐車場の不当な貸付は直ちに中止し、老人憩いの家など、公共施設は広く市民に開放すること。
- 9、 同和住宅家賃、市営駐車場の利用料を適正価格に見直し、一般開放すること。

11、清潔で明るい公正・民主の市政を

- 1、 不祥事による市長始め市幹部に対する処分が続き、市政に対する市民の不信が広がっており、市として綱紀肅正にとりくむと共に徹底して開かれた市政をつくること。
- 2、 住基ネットについては市民のプライバシーの侵害や不利益をこうむった時は離脱すること。
- 3、 市民いじめの行政改革や規制緩和でなく、住民本位の行財政改革をすすめ、ムダをなくすこと。
- 4、 市長退職金については、功労金的な内容を改め、市民に納得いくような金額にし、助役について、財政削減として1人制とすること。
- 5、 談合や汚職を防止するため、公正で市民が納得のいく業者への対応をすること。
 - (1) 地方自治法に則し、公共事業の発注や物品の購入に際し、議員の介入を一切禁止すること。
 - (2) 一般競争入札・抽選型など、条件付一般競争入札の制度化を図ること。
 - (3) 指名業者やその下請けおよび設計コンサルタント業者についても立ち入り検査を行い、実体の無い「ペーパーカンパニー」や暴力団がらみの業者は、指名業者から排除すること。
 - (4) 電子入札を考えること
- 6、 市税の徴収率向上のため、悪質な滞納者に差し押さえなど毅然とした態度をとること。

12、環境問題—豊かな自然を守ること

1、ごみ対策について

- (1) 有料化はしないこと。
- (2) 市民意識を高め、さらに分別収集を徹底しリサイクルに取り組むこと。
- (3) 野焼きや家電の不法投棄を指導、監督、取締りの強化。
- (4) 生ゴミの堆肥化のため「ボカシ」や「コンポスト」の配布を再開すること。
- (5) 集団回収が進むように、奨励金制度を充実させること。
- (6) 空き缶、古紙、古布のリサイクルを市の責任ですすめること。

2、ダイオキシン対策について

- (1) 小学校区ごとに土壌のダイオキシン調査をおこなうこと。
- (2) 大気、水質、母乳、魚介類のダイオキシン調査を府と協力しておこなうこと。

3、グリーン産業からでる悪臭をなくすため

- (1) 公害対策審議会を開催し、悪臭問題を取り上げること
- (2) 府にたいし悪臭が解決しないかぎり営業を認めないように要望すること。

4、セイコー（株）跡地へ誘致される産業廃棄物業者・南都興産の系列会社（株）リバー スに対し汚水放流、排気ガスなど国の法基準をまもらせること。

5、泉南市の豊かな自然を守るため

- (1) 里山を守り、乱開発を規制すること。
- (2) 河川を自然に近いかたちで管理すること。
- (3) 環境を破壊し、無駄な大型公共事業の農業公園、基幹農道は見直すこと。
- (4) 不法投棄は告発も含め、厳しく対応すること。
- (5) オオタカやシオマネキなど、希少生物の保護を進めること。
- (6) 環境問題に取り組む団体を支援すること